（別記）

令和７年度錦町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

１　地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は、熊本県南部、人吉盆地のほぼ中央に位置し、町内の中央部を国道２１９号線が東西に横断し、国道と並行して北寄りに球磨川が流れている。稲作を主体として、葉たばこ、果樹、施設園芸、畜産等の複合経営が主である。

また、農業者の高齢化や後継者不足等の問題も深刻化しており、食料自給率向上の観点からは、地域の実情に合った農業を展開していき新規需要米や地域振興作物等の作付拡大を推進する必要がある。

２　高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

１　適地適作の推進

当該地域は、様々な高収益作物が栽培されているが、その中でもブロッコリー、オクラ、ズッキーニ、ニンニク類、薬用作物、トウガラシ、かぼちゃ、なす、インゲンを推進作物をして定めており、水田農業の収益力向上のため、これらの作物を中心に作付の推進を図る。

２　収益性・付加価値向上への取組

高収益作物への計画的な転換を図るため、地域へ水田農業高収益化推進助成の周知を行い、産地における水田農業の高収益化を推進する。

３　新たな市場・需要の開拓

令和６年産米については、民間在庫量の減少により、販売価格が高騰したが、政府の備蓄用米の放出や作付面積の増加により、平年並みの販売価格に戻ると思われるため、今後も水田農業を活性化させていくために、「コメ新市場開拓等促進事業」等を活用して、輸出用米・加工用米の生産を推進していく。

４　生産流通コストの低減

生産性向上のために「強い農業づくり総合支援交付金」や「産地生産基盤パワーアップ事業」等を活用し、施設整備を進めて行く。

３　畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

当該地域は、地域計画を策定しており、集落営農組織や認定農業者などの地域の担い手への農地集積を進めて行く。

また、水田農業高収益化推進助成を周知する中で、水田の利用状況や農業者の営農体系を点検し、高収益作物を栽培している施設園芸や畑作が定着している水田など、今後も水稲作に活用される見込みがない水田については、地域の実情に応じて水田の畑地化を推進していく。

なお、交付対象水田の見直しに伴い、飼料作物・麦等の転換作物を生産する農地については、収量向上のためブロックローテーションを促す。

４　作物ごとの取組方針等

（１）主食用米

米の生産数量目標が減少の一途を辿る中、令和６年産の作付実績については４０１ｈａとなっている。基本技術の励行による上位等級米の確保に努め、需要に応じた生産を確保し、有機栽培米等の消費者のニーズに即すとともに、地域性を活かした特徴ある米作りを目指す。

（２）備蓄米

主食用米と同じ機械、施設で取り組める作物として、水田機能維持の面からも取り組みを行っていく。

（３）非主食用米

ア　飼料用米

主食用米価格の低迷に伴い、飼料用米の推進を図る。特に、飼料用米に関しては畜産農家との連携も推進する。また、収量増加のために、多収品種の種もみ又は苗を導入することを要件として、産地交付金を活用し、取り組みの拡大を図る。

イ　米粉用米

主食用米と同じ機械・施設で取り組める作物として、水田機能維持の面からも取り組みを行っていく。

ウ　新市場開拓用米

将来に向けた取り組みとして、今後大きな需要が見込まれる新たなマーケットを切り拓いていくことは極めて重要な課題であることから、産地交付金を活用し、取り組みの拡大を図る。

エ　WCS 用稲

ＷＣＳ用稲を転換作物の中心に位置付け、耕種農家と畜産農家との連携による良質な粗飼料生産を行い、畜産農家のコスト低減を図る。また、耕畜連携については産地交付金を活用し、資源の有効活用を図る。

オ　加工用米

焼酎原料米や菓子等のニーズに応じた加工適正や収量性の高い品種の作付けを推進し、安定的な生産・供給体制を確立します。

（４）麦、大豆、飼料作物

地域の実需者との契約に基づき、現行の栽培面積を維持する。また、麦と飼料作物の二毛作作付けについては、産地交付金を活用し、農地の高度利用の定着を図る。飼料作物の耕畜連携については、産地交付金を活用し、資源の有効活用を図る。認定農業者等の担い手の麦作付けについては、産地交付金を活用し、担い手の集積等を推進する。

（５）そば、なたね

地域の実需者との契約に基づき、現行の栽培面積を維持する。また、生産性向上のため、排水対策を実施する。そばの二毛作作付けについては、産地交付金を活用し、農地の高度利用の定着を図る。

（６）地力増進作物

高収益作物等の連作障害を回避した生産性・収益力の向上や環境保全型農業の推進を図るため、「ソルガム」、「トウモロコシ」、「イタリアンライグラス」「れんげ」「ヘアリーベッチ」、「クリムソンクローバー」、「えん麦」を作付け、すき込みを進めます。

（７）高収益作物

産地交付金により園芸作物（野菜等）への支援を行いながら、作付面積の維持・拡大を図る。また、ブロッコリー」、「オクラ」、「ズッキーニ」、「ニンニク類」、「薬用作物」、「トウガラシ」、「かぼちゃ」、「なす」、「インゲン」を振興作物とする。

５　作物ごとの作付予定面積等　～　８　産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

別紙

５　作物ごとの作付予定面積等

（単位:ha）

作物等		前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和８年度の作付目標面積等	
			うち二毛作		うち二毛作		うち二毛作
主食用米		401.1	0.0	431.5	0.0	400.0	0.0
備蓄米		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飼料用米		10.8	0.0	9.3	0.0	15.0	0.0
米粉用米		0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0
新市場開拓用米		0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	0.0
WCS用稲		468.2	0.0	448.0	0.0	490.0	0.0
加工用米		0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0
麦		19.9	19.0	20.8	19.8	25.0	22.0
大豆		0.2	0.1	0.2	0.1	1.0	1.0
飼料作物		556.5	454.2	548.5	453.1	570.0	500.0
	・子実用とうもろこし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そば		0.9	0.9	0.9	0.9	0.1	0.1
なたね		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地力増進作物		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高収益作物		46.5	0.0	44.3	0.0	53.0	0.0
	・野菜	33.6	0.0	32.0	0.0	37.0	0.0
	・花き・花木	0.9	0.0	0.9	0.0	1.0	0.0
	・果樹	0.9	0.0	0.7	0.0	2.0	0.0
	・その他の高収益作物	11.1	0.0	10.7	0.0	13.0	0.0
その他		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
畑地化		64.2	-	72.1	-	10.0	0.0

６ 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	（Ｒ６年度） 前年度（実績）	（Ｒ８年度） 目標値
1	飼料用米	飼料用米担い手加算（基幹）	作付目標（ha）	9.77	15
			反収（kg/10a）	508	530
2	ブロッコリー、オクラ、ズッキーニ、ニンニク類、薬用作物、とうがらし、かぼちゃ、なす、インゲン	重点品目助成（基幹）	作付面積（ha）	15.01	19
3	麦、飼料作物、そば	二毛作助成（二毛作）	二毛作の作付面積（ha）	473.27	520
			水田利用率（%）	99	100
4	飼料作物、ＷＣＳ用稲、飼料用米	資源循環の取組・わら利用の取組（耕畜連携：基幹・二毛作）	取組面積（ha）	364.65	390
			飼料作物等作付面積（ha）	1035.65	1070
			実施率（%）	35	40
5	野菜、花き・花木、果樹、その他作物（薬用作物を除く）	振興作物助成（基幹）	作付面積（ha）	31.64	35
6	麦	担い手加算（基幹・二毛作）	作付面積（ha）	19.72	27
7	新市場開拓用米	新市場開拓用米取組拡大助成（基幹）	取組面積（ha）	0	4

※　必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。
※　目標期間は３年以内としてください。

7　産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：熊本県

協議会名：錦町農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 （円/10a）	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	飼料用米担い手加算（基幹）	1	16,000	飼料用米	担い手による肥培管理の実施、出荷業者への出荷、多収品種の導入。
2	重点品目助成（基幹）	1	24,000	ブロッコリー、オクラ、ズッキーニ、ニンニク類、薬用作物、とうがらし、かぼちゃ、なす、インゲン	肥培管理の実施、出荷業者への出荷。
3	二毛作助成（二毛作）	2	9,000	麦、飼料作物、そば ※飼料作物の範囲は別紙3のとおり	二毛作の作付体系は、①主食用米と対象作物、②戦略作物と対象作物、③対象作物同士とする。
4	資源循環の取組・わら利用の取組（耕畜連携・基幹）	3	9,000	飼料作物、WCS用稲、飼料用米 ※飼料作物の範囲は別紙3のとおり	1年間以上の利用供給協定を締結して、飼料作物生産水田への堆肥散布の取組を行う。
4	資源循環の取組・わら利用の取組（耕畜連携・二毛作）	4	9,000	飼料作物 ※飼料作物の範囲は別紙3のとおり	1年間以上の利用供給協定を締結して、飼料作物生産水田への堆肥散布の取組を行う。
5	振興作物助成（基幹）	1	11,000	野菜（整理番号2の重点品目は除く）、花き、花木、果樹、その他作物（薬用作物を除く） ※具体的な作物は別紙5のとおり	肥培管理の実施、出荷業者への販売。
6	担い手加算（基幹）	1	10,000	麦	担い手による肥培管理の実施、出荷業者への販売。
6	担い手加算（二毛作）	2	10,000	麦	担い手による肥培管理の実施、出荷業者への販売。
7	新市場開拓用米取組拡大助成（基幹）	1	10,000	新市場開拓用米（輸出用米）	新規需要米取組計画の認定を受けること

※1　二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「○○○（二毛作）」、耕畜連携の場合は使途の名称に「○○○（耕畜連携）」と記入してください。
　　ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
　　なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「○○○（耕畜連携・二毛作）」と記入してください。
※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
※3　産地交付金の活用方法の明細（個票）の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。
※4　産地交付金の活用方法の明細（個票）の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。